

第85回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）

- 第1 開催日時 令和7年6月2日（月）午後6時30分～午後8時15分
- 第2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 第3 出席委員 出席22人（欠席5人）
石川英浩（会長）、佐々木善信（副会長）浅野秀美、伊津野孝雄、
川村信市、佐藤翔一、更田俊郎、宍戸良雄、角田真宏、原谷幸雄、
増田雅則、宮下政美、森田美智子、山内一昌、山下幸生
荻原正樹（副会長）、上野洋樹、垣花満、窪田秀文、澤田忍、
鷹林勝、山賀則夫
※ 名前の表示は、正副会長を除き、選出区分別五十音順
事務局 小暮与志夫、輿水勝、藤本浩克、倉林真理子、竹内弘子
- 第4 会議の公開 公開
- 第5 傍聴人の数 4人
- 1 開会
- 2 前回会議録の確認等
(1) タイムスケジュールの確認
(2) 第84回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）について
- 3 協議事項
(1) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の委員選出について
(2) （仮称）新リサイクルセンター建設工事に関する工事協定書について
(3) （仮称）新リサイクルセンターの屋上の利用について
- 4 報告事項
(1) 令和6年度能登半島地震災害廃棄物受入れ実績について
(2) リサイクルセンターの更新について
(3) 施設の運転結果について
ア 令和6年度ごみ処理実績について
イ 令和6年度環境測定結果について
(4) 令和6年度「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づく公表について
(5) 令和7年度一般廃棄物処理実施計画について
(6) ふじみ衛生組合と武蔵野市とのごみ処理相互支援について
(7) 令和7年度環境測定スケジュールについて

5 その他

- (1) ふじみまつりについて
- (2) 施設見学会について
- (3) 次回日程について

令和7年8月25日（月）午後6時30分～

6 閉会（予定時間 20:15）

配付資料

- 【資料1】ふじみ衛生組合地元協議会委員名簿（第8期）
- 【資料2】第85回ふじみ衛生組合地元協議会タイムスケジュール
- 【資料3】第84回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）
- 【資料4】（仮称）新リサイクルセンター建設工事に関する工事協定書（案）
- 【資料5】（仮称）新リサイクルセンターの屋上の利用について
- 【資料6】令和6年度能登半島地震災害廃棄物受入れ実績（kg）
- 【資料7】令和6～7年度リサイクルセンター更新に係る主なスケジュール（案）
- 【資料8－1】ごみ処理実績（5カ年度比較、令和6年度）
- 【資料8－2】令和6年度環境測定結果
- 【資料9】令和6年度の実績「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づく公表について
- 【資料10】令和7年度一般廃棄物処理実施計画
- 【資料11】ふじみ衛生組合と武蔵野市とのごみ処理相互支援について
- 【資料12】令和7年度環境測定スケジュール
- 【資料13】令和7年度（第13回）ふじみまつり実行委員
- 【資料14】ふじみ衛生組合地元協議会視察見学会の実施について
- 【資料15】令和7年度ふじみ衛生組合地元協議会及び安全衛生専門委員会スケジュール

当日配付資料

- 【資料4】追加資料：クリーンプラザふじみゲート位置図面
協議事項（2）「（仮称）新リサイクルセンター建設工事に関する協定書について」原谷委員より修正のご提案
- 【資料8－1】P.55 差し替え

第85回 ふじみ衛生組合地元協議会

令和7年6月2日

1 開会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、第85回ふじみ衛生組合地元協議会を始めさせていただきます。

はじめに、今年4月1日付で人事異動があり、地元協議会委員に変更がありましたので、ご紹介します。事前に送付しました資料の3ページ資料1委員名簿の1番下、総務主幹（調布市環境部長）の欄をご覧ください。A総務主幹が地元協議会委員に就任いたしました。A委員、一言、ご挨拶をお願いします。

（A委員挨拶：省略）

【事務局】

委員の交代については、以上となります。

また、4月1日付の新たな事務局職員を紹介します。

（事務局職員紹介：省略）

【事務局】

それから、クリーンプラザふじみの運営事業者でありますエコサービスふじみの所長が、B所長からC所長に替わっております。

C所長、ご挨拶をお願いします。

（C所長挨拶：省略）

【事務局】

職員等の紹介は以上となります。

では、事務局から資料の確認をさせていただきます。まず、事前送付しました表紙が「第85回ふじみ衛生組合地元協議会 次第」、そちらにホチキス留めでつづられている冊子です。また、本日机上配付させていただいている資料について、まず、当日配付としまして、資料4の図面1枚、協議事項「(仮称) 新リサイクルセンター建設工事に関する協定書について」のD委員からのご意見、それから、55ページの差し替え資料が1枚、この他、クリアファイルに入っています閲覧

用の資料、中に3部入っております。こちらのクリアファイルの資料につきましては、この会議終了後に回収させていただきます。

それから、本日も議事録作成のため、会場内の発言を録音させていただきます。発言をされる方には、事務局職員がマイクをお持ちしますのでよろしくお願いします。

では、ここからは会長に進行をお願いいたします。

【会長】

委員の皆さん、こんばんは。本日もお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日も限られた時間で会議を進めてまいりますので、説明、質問をされる際は要点をまとめてご発言いただくよう、お願ひいたします。

それでは、本日の委員の出席状況を事務局から報告してください。

【事務局】

本日の出席者は22人です。全委員は27人であり、半数以上が出席されています。ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱第7条第2項に基づき、会議は有効に成立していますことを報告します。

以上です。

2 前回会議録の確認等

【会長】

では、次第に沿って進めます。

2（1）タイムスケジュールの確認です。冊子資料の5ページ、資料2「第85回ふじみ衛生組合地元協議会タイムスケジュール」をご覧ください。このタイムスケジュールに基づきまして、目安として閉会の時間を午後8時15分とさせていただきます。委員の皆様、会議の進行にご協力ををお願いいたします。

次に、（2）第84回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）についてです。前回、2月28日開催の会議録について諮りたいと思います。該当はお手元の資料7ページから33ページまでとなります。会議録の内容についてご指摘などある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようですので、第84回ふじみ衛生組合地元協議会会議録（要旨）を承認することといたします。事務局で公開の手続を進めてください。

3 協議事項

(1) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の委員選出について

【会長】

それでは、協議事項（1）ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の委員選出について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

前回の地元協議会におきまして、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員の任期が本年6月12日までとなること、ふじみ衛生組合地元協議会委員の任期は本年11月3日までとなることから、11月3日までの安全衛生専門委員を選任することについてご説明し、三鷹市側につきましては、引き続きE委員にお願いする事が既に決定しております。

本日は、調布市側の安全衛生専門委員を決定していただければと思います。よろしくお願いします。

【会長】

事務局の説明が終わりました。この件につきまして、副会長、調布市側の安全衛生専門委員の候補の方は決まりましたか。

【副会長】

調布市は、F委員を推薦したいということで意見をまとめましたので、報告いたします。

【会長】

F委員ということですね。

それでは、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の委員について、調布市はF委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【会長】

異議なしとのことで、F委員、よろしくお願ひいたします。

(2) (仮称) 新リサイクルセンター建設工事に関する工事協定書について

【会長】

次に（2）（仮称）新リサイクルセンター建設工事に関する工事協定書について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

私が協議事項の2点目といたしまして、（仮称）新リサイクルセンター工事協定書について、ご説明させていただきます。

35ページ、資料番号4をお願いいたします。こちらは、前回2月に開催した地元協議会で事前配付させていただいた「工事協定書（案）」になります。本日、協議させていただきたい事項は、この協定書の内容と協定書締結の相手先の2点になります。

まず、資料4、協定書（案）の記載内容について説明をさせていただきます。初めに、件名の下に記載されている部分を朗読させていただきます。「東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30外において、「（仮称）新リサイクルセンター建設工事」（以下「本工事」という。）を行うにあたり、地域環境の保全を目的に、地元協議会（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、本工事施工にあたり下記のとおり、周辺住民の健康及び安全の確保、財産保全、工事公害防止、環境保全等に関し、必要な事項を定める。」となっておりまして、本工事協定は地元協議会とふじみ衛生組合が締結する協定書でございます。

第1条は、本工事の概要、新しいリサイクルセンターの施設規模等になります。（7）の処理能力は旧施設より、1日5時間当たり11トン大きくなり、95トンとなります。

次に、第2条は関係法令の遵守になります。記載のとおり、「乙は、本工事の施工にあたり建築基準法、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例等の関係法規を遵守する」と規定したものでございます。

続いて、第3条、工事期間です。第1項、工事期間は令和8年2月15日（着工予定）から、令和11年3月31日（竣工予定）までとする。ただし、仮囲いの設置等の準備工事は除く。

第2項、本工事は原則として、毎週日曜日には作業を行わない。また、年末年始（12月30日から1月3日まで）及び夏季（8月13日から8月16日まで（予定））等に休業期間を設定する。なお、国民の祝日・休日及び土曜日については、でき

る限り振動・騒音の少ない工事を行うものとする。

第3項、夏季期間は、工事期間中の5月1日から9月30日までとする。

第4項、試運転期間は令和10年9月1日(予定)から令和10年12月31日(予定)までとし、試運転の内容については、甲乙協議のうえ、別途協定を締結するものとする。

第5項、工事期間を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ変更するものとし、乙は近隣住民に通知するものとする。

続いて、第4条は作業時間に関する記載事項です。本工事の工事作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。ただし、次の事項についてはこの限りではないとあります。例えば(3)夏季期間、これは第3条の第3項のとおり5月1日から9月30日までとなりますが、この期間は工事時間を1時間延長し午後6時までといたします。

第5条は緊急時等の対応です。乙は、緊急作業等、第3条及び第4条の日時以外に作業する必要が生じた場合には、直ちに甲に連絡するとともに、後日、経緯を報告するものとすると定めています。

第6条は、工事車両等の運行に関するものです。全項目を朗読させていただきます。

乙は、工事用車両等の運行及び工事現場への出入りの期間及び時間については、第3条及び第4条に定めるとおりとする。また、警備員を配置し常に安全を確保するものとする。ただし、特殊車両等で道路交通法等により規制がかかる場合は、規制に従うものとする。

2、工事用車両等の出入りは、東八道路側Dゲートを左折入場、Eゲートを左折出場とするものとする。

3、乙は、工事用車両等の通行に際して、一般の交通に支障を及ぼすことのないよう配慮するものとする。また、万一工事用車両等による事故が発生した場合、乙は誠意をもって対処するものとする。

4、工事用車両等の運行については、関係官庁との打ち合わせ事項を遵守し、万全の対処をするものとする。

5、工事用車両等の運行については、構内走行速度(時速10km)を遵守するものとする。

6、工事用車両等の待機場所を定め、周辺道路での駐車は行わないものとする。

7、工事用車両には、工事名を記入したステッカーを表示させるものとする。

続いて、第7条、第8条は工事中における騒音、振動、粉じん等の対策と安全対策になります。

第9条は電波障害対策です。

続いて、第10条は損害賠償になります。

第11条は廃棄物対策等環境保全に関する内容でございます。第11条の第2項をご覧ください。工事用車両に付着した泥等は、場内で洗浄し取り除いた後に、道路を通行させるものとするとあるように、周辺道路を汚さないという記述がございます。

第12条は排水対策です。

第13条は火災防止対策になります。

第14条は工事管理です。工事期間中は、現場代理人及び監理技術者を常駐させ、安全、品質及び工程等の施工管理を行うことなどが明記しております。

第15条は風紀で、施工者に遵守させるべき事項になります。

最後に第16条の第3項ですが、こちらが本日協議させていただきたい2つ目の内容になります。「この協定は、甲として「地元協議会会長」及び「ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱第3条第3項に定める自治会等」と、乙として「ふじみ衛生組合管理者」がそれぞれ記名押印のうえ、締結する」とありますて、以下の日付以降に、甲乙それぞれの協議書の締結を行う部分がございます。前回の地元協議会において、この協定書の締結の相手先として、ここに記載のように、地元協議会の会長と地元協議会の全自治会等が署名・押印をするのか、または地元協議会会長が代表として署名押印をするのかを、本日協議していただきたいとご説明したところです。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

本日、協議する内容が2つございます。1つ目は工事協定書の内容について、2つ目は協定書の署名・押印を地元協議会会長と全自治会が行うのか、または地元協議会会長が代表して行うのかということです。

まずは、工事協定書の内容について協議いたします。まず初めに、本日、当協議会委員のD委員より修正の提案をいただいております。

D委員、説明をお願いいたします。

【D 委 員】

事前に配付いただきました協定書に一度目を通して、私としては火災防止対策のところが気になりました。条文で言いますと第13条のところです。37ページの一番下から次のページでしょうか。

ここでは一通り書かれておりますが、火災対策、事故のリスクとしましては、やはり煙草、たき火が出火原因の上位を占めているわけです。そういったことから、私からの提案としては、赤字で書いたとおり、第13条の2のところに喫煙の項目を追加して「その他の作業以外の火気の使用を禁止する。」どこの分野でも、この火気禁止条項というのは必ずいろいろと付いてきますので、この中に盛り込まれるとよいかと思いました。

なおかつ、それを周知徹底するという意味合いにおいて、具体的には、お手数でしょうが、場内に掲示してもらうことを考えてみたらどうかと思います。

それと、第13条の3項、赤字で記載しましたけれど、「作業上外を問わず引火性のある物質の取扱いには十分注意する。」リチウム電池などいろいろとありますけれど、こういう項目も入れてみたらいかがかと思いました。

次に、その下の第15条、風紀のところですが、「(3) 煙草の吸殻」と入っていますけれども、煙草の吸い殻に関しては、先ほども言ったように、火災の一番多い、最大の原因なので、喫煙の周知を分けたほうがいいのではないか。要するに、少し離れた場所で喫煙をしていただくという感じではどうかと。かつ、灰皿に水を入れて火災防止に注意する。こういった感じで「(3) 煙草の吸い殻」を切り出して、(4) に持っていくかいたらどうかと考えました。

これはあくまでも提案でございます。皆さんのご意見、また組合には、ご参考にしていただければありがたいところです。

【会 長】

ありがとうございます。

D委員のご提案につきまして、何かご意見、またご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。何かございますか。副会長どうぞ。

【副会長】

とても具体的に整理されていると思うので、私もこれはこのような形で明記した方がいいと思います。賛成です。

【会長】

G委員、どうぞ。

【G委員】

とても具体的で分かりやすいのですが、現場内での喫煙というのは、仕事場、工事をしている中での喫煙ということですか。

【D委員】

いいえ、それはやめたほうがいいと思います。少し、離れた場所がいいと思います。

【G委員】

そうですよね。仕事をしながら煙草を吸う人は、今、いないのではないかと思います。かといって、工事をされている方で、休憩のときに煙草を吸う方もいらっしゃるでしょうから、全面的に禁止というのは、もちろん喫煙所をちゃんと設けて、そこで吸うのは構わないのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。H委員どうぞ。

【H委員】

今の件で、別項とも絡んできますけれど、待機場所を場内に設けると思うのですが、ドライバーが車の中で煙草を吸うケースもあるかと思います。それは可能にするのでしょうか。

【会長】

待機場所で吸うのが良しか悪しかということですか。

【事務局】

皆さんのご意見で。

【会長】

では、その辺について、皆さんのご意見をお願いします。

D委員、ご提案者として、車の中での喫煙はいかがですか。

【D委員】

私としては、とにかく構内に入られましたら、煙草は所定の場所でしか吸えないという形にされたほうがいいと思います。ただ、それをしますと隠れて吸い始めますので、その辺は、徹底した方がよいのではないかと思います。

【会長】

「車の中で待機中の喫煙は禁止」という形で明記したほうがいいですか。

別の場所と書いてあるから大丈夫ですか。

【副会長】

指定場所のみというふうにしたらどうですか。

【会長】

それでは、H委員、そんな感じでよろしいですか。

I 委員、どうぞ。

【I 委員】

喫煙の問題というのは、世間的には相当進んでいますが、こちらは全然進んでいない。

というのは、休憩時間に喫煙した場合、1時間以上経過しないと、残留副流煙の関係から勤務させてはならない。これは都条例でもそうなっていて、都条例で定められていることをここでは破るのですかという話です。

確かに建設現場に、喫煙者は多いと思われますけれど、この現場の中で喫煙を許すというのはそもそもいかがなものか。そこからまず議論しないと。作業能率が落ちるというのもありますけれど、民間会社は構内で喫煙するなんて絶対あり得ないです。その辺、世間とのバランス、配慮ということをよく考えないといけないのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。ということは、喫煙場所を設けないということでおろしいですか。全面禁煙という記載を加えましょうか。皆さん、いかがですか。

【I 委員】

都条例をよく読んでみてください。副流煙で書いてあります。

【会長】

では、場内全面禁煙ですか。

【I 委員】

そうすると、問題も出てきます。

中学生みたいに、体育館の裏で吸う人が出でてきます。そうすると事業者にペナルティーを与えるとか、それは相当厳しくやる。そうすると、この注意事項に意味なんて何もないです。場内も構内も一切禁煙だと私は思います。

【会長】

ということは、その都条例の何条の何項を入れたほうがいいですか。

【I 委員】

そうですね。入れたほうがいい。

【会長】

入れたほうがいいですか。

今、そういう意見が出ましたけれども、ほかの方、いかがですか。

H委員どうぞ。

【H 委員】

場内禁煙にした場合、場外の周辺も禁煙にしないと、多分、みんな外に出でてしまう。そこも明記しないと、今、路上喫煙は条例違反になるはずです。そこは明記しなくていいですか。

【I 委員】

それは、条例との兼ね合いです。結果的には私が言ったような、中学生が体育館の裏で吸うようなことが起こるということです。それはまた別の話で、条例で定められているけれど、実は隠れて吸っている問題をどうするのか。それがあるから構内で喫煙オーケーですよとするのは難しいと私は思います。

うちの会社でもそうですが、構内禁煙にするとよその会社の喫煙所に行って吸う人が出てくる。これはいたちごっこで、今度はそれを禁止すると、随分離れたコンビニまで行ったりする。喫煙というのは一種の軽度薬物依存症ですから、これをどうするかって話になるので、なかなか世の中難しいとは思いますが、少なくとも定められているものを、工事現場の中だけ、それも三鷹市・調布市が発注している業者にオーケーするというのは、あり得ないのでないかと私は思います。

【会長】

ありがとうございます。H委員、場外の喫煙がご心配ということで、こんな感

じでよろしいですか。

【H 委員】

「場内」としてしまうと、場外に出てしまう可能性はありますので、そこを明記するかどうか。

【会長】

という問題だと。

【事務局】

場所までは、管理できないだろう。例えばブランチ調布に行って吸われても、それは難しいと思う。

【副会長】

これは、公共工事全般にわたる話だと思うのですが、三鷹市でも調布市でも、同様の工事というのはあるはずなので、その辺の規制、現状がどうなっているかというところで比較対照しないと駄目なのではないか。実態はどうでしょうか。

【I 委員】

多分、全部、前例踏襲ではないですか。

そもそも前例踏襲がいかがなものか。前例を踏襲しておけばいいという議論になる。だから、それは、新しく法律や条例が決まる中で、前例があるから、よそがいいからということは、理屈になりません。

【会長】

分かりました。そうしましたら、D委員ご提案のところには全面禁煙ということと、先ほどI委員からご提案がありました都条例の項目を加筆するという形で、ひとまずはいかがですか。よろしいですか。

【I 委員】

都条例を加えればクリアできるというのであれば、それでいいです。

【会長】

はい。

では、その線でご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

【事務局】

修正案は次回、8月25日の地元協議会で配ります。

【会長】

それでは、次回、8月の協議会のときに修正案を資料としてもう一度作り直していただいて、皆様にお目通しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、もう1点、協定書の署名・押印を地元協議会会长と全自治会が行うか、または地元協議会会长が代表して行うのかということについて、協議をさせていただきます。

ご意見、ご質問がある方、挙手をお願いいたします。副会長、どうぞ。

【副 会 長】

地元協議会に関わる全自治会が、情報を共有するということで、構成している自治会の代表者全てがここに記載をするという形のほうが私はいいと思っております。前回のこちらの工事協定もそのような形にしておりましたので、やはり全体で共有という流れは維持していったほうがいいというのが私の思いです。

【会 長】

ありがとうございます。この協定書につきましては、約3年間の工事期間中の協定書でございます。リサイクルセンターの工事が完了しましたら、運営の際の協定書を新たに交わすことになります。

その件について、何かご意見ございますか。

ふじみ衛生組合地元協議会は、三鷹市は9団体、調布市は10団体から委員が出ており、また、公募の方がいらっしゃり、この協議会が成り立っている状況でございます。その中でも、三鷹市の上連雀南睦会、また調布市の栄自治会、また調布深大寺東町8丁目アパート自治会の3つにつきましては、委員の方が出ていないという状況にございます。

その辺も踏まえまして、ご意見、ご質問、またご提案等いただければと思います。J委員どうぞ。

【J 委 員】

私自身は山中親交会という町内会から代表として来ていますが、町内会の任期が来年3月で切れます。その場合、この署名の仕方というのが、私の名前でそのまま有効になるのか、また、ここに出てくるメンバーが変わったときはどういう扱いになるのかをお聞きしたいと思います。

【事 務 局】

1点、ご質問ですが、J委員は、今、会長という立場で来ていらっしゃいますか。

【J 委員】

はい。町内会の会長になります。

【事務局】

そうすると、あとは締結日です。締結日のときに会長さんであれば署名していただきますし、もし締結日のときには、次の会長に変わっているということになれば、次の会長さんに署名していただきますので「後日、ふじみ衛生組合の職員が署名をもらいに行きますからよろしくお願ひします。」という一言を、お声かけいただかないといけないと思っております。

【J 委員】

はい、分かりました。

【会長】

ほかに、特に自治会から出ていらっしゃる委員の皆様、ご意見ございましたらお願いいたします。E委員、お願ひします。

【E 委員】

今の案としては、地元協議会会长が代表して署名・捺印という案もあるようですが、それだと事務作業が簡易に終わるので、それでいいと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。

事務手続もそうですが、三鷹市も含めて、今、自治会自体が、大分高齢化といいますか、入会する方が少なくて、結構先細りの状況でございます。中には休止とか、廃止というところもございますので。そういうったところも踏まえまして、会長一任でもいいですが。ただし、何かあったときは会長がサインしているわけですから責任を持たなくてはいけないわけで、そこは十分承知の上で、私が捺印をさせていただきます。または、今ある19の自治会を事務局の方に回っていただいて、各自治会長に捺印をしていただく。J委員のように途中で会長が変わってしまう自治会も出てくる可能性はございます。そういうったところを踏まえて、事務局からは何かありますか。

【事務局】

あまり、事務局のほうで方向性を言っては、いけないのですが。

先ほど会長からお話をございましたとおり、この工事が終わった後、20年30年と運営していくわけです。そちらはまた別の公害防止協定書、ふじみ衛生組合でいえば環境保全に関する協定書というものを結びますが、恐らく結ぶ相手は、ふじみ衛生組合と自治会・町会になると思いますので、そちらについては自治会長・町会長に署名いただきたいと思っています。こちらの工事協定書については冒頭出てくるように、甲、地元協議会と、乙、ふじみ衛生組合の協定なので、焼却施設のときにもいろいろ議論はありましたが、当時は信頼関係の構築ができていませんでしたので、各町会長・自治会長の捺印をいただくことになったのですが、ここで十数年経ちまして、地元協議会と組合の仲も大分良くなっているということもございますし、先ほど会長からお話をあったとおり、3年間だけ、工事が終わってしまえばもうこの協定書は要らなくなってしまうこともありますので、ここは皆様のご負担との兼ね合いで、ご意見をいただければと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

【I 委員】

結局、責任と権限の問題だと思います。平たい言葉で言うと、自治会の人たちは保険を掛けたいということではないですか。後で何か言われたら嫌だから、一緒に連名で判こ取っておけば、あなたも承認したでしょうということです。それは、逆に言うとこの協定書の中で、自治会の人たちはどんな責任を持たされるのか、どんな権限を持たされるのですかというと、何の記載もない。となると、手形の裏書でもなく、単なる保険を掛けられている。それだったら、もう全く不必要なことではないのかと思います。法律的に何の権限も責任もないものに判こを押してもらってもしようがないと思います。

【会長】

ありがとうございます。こちらに署名するところのひな形があると思いますが、甲が協議会の会長、乙が組合という形になっておりますので、今、I 委員がおっしゃった裏書ではないだろうというところは、確かに的を射ているご意見

ではないかと思います。別にご意見ござりますか。K委員。お願ひします。

【K 委 員】

署名する人が理解していないと思っています。それぞれの自治会の会長の方は、今、その自治会の中で責任者という立場でいらっしゃるから、代表してということができるのかもしれません、私は会長ではありません。あくまで自治会員ということでここに参加しているので、今、お話を伺っていて、やはり会長と相談しないと、そこまで責任を持っていいのかと、非常に不安になってきました。皆さんのご意見を伺って、もう少し責任の範囲みたいなものと、委員になっている人に全部任せていよいのかということをもう一度考えていただきたい。私も自分の立場上、本当にいいのだろうか、代表だからいいだろうと言われたらそうかもしれないですし、不安な部分もありますので、その辺よろしくお願ひします。

【会 長】

はい、分かりました。

L委員、ご意見を頂戴したく、お願ひいたします。

【L 委 員】

私、法律的なことはよく分からないのですけれど、例えば捺印した人が法的な責任を持つのかということを問うてないと思います。この規約そのものと、そのバックにある法律そのものに従って、何か事が起こったときに処理されるのだろうと思います。そうすると、自治会の会長が何を求めているかというと、こういう契約があるということを承認しましたという意味だろうと思います。広く、確かにこういう契約がありましたということを皆さんに知られることが目的であって、これに印鑑を押した人が、何かが起こったときに責任を取るとか取らないという問題とは別だと私は思っています。

【会 長】

ありがとうございます。ほかにご意見ござりますか。

そうすると、一度各自治会にお持ち帰りになったほうがよろしいですか。次回、8月にまた会議がありますのでそこで採決をする。この協定書を組まないと工事が進みませんので、8月にまとまらないとなると、また延びてしまうという状況にはなりますので、契約した工事関係の業者の方にご迷惑をおかけするような状況になってしまいますが、L委員、持ち帰るのがいいですか。

【L 委員】

そうではなくて、ここで決めていいと思っています。私が考えているのは、ここで署名した人が法的責任を負うということではなくて、先ほど副会長が言ったように、広くそういう事実があるということを知つてもらうという意味だと思いますので、そういうことでしたらやりましょうということ、各自治会の代表に押してもらおうということ。既に先ほどから話があるように、この施設を造るときには確かに一生懸命やりましたけど、それは、皆に知つてもらうという意味でした。十数年以上経っていますので、もうそういう施設が動いているということは皆知っているし、その前の契約の中にリサイクルセンターも含むということもあったと思います。そういうことですから、会長だけでいいという意見もあっていいと思うので、ここで採決を採つたらいかがでしょうか。

【会長】

はい、ありがとうございます。今から15年前、L委員が協議会の会長のとき、甲のメインの役をやっていただいたので、そのL委員からこういうご意見が出ました。工事の関係等もございますので、ここで採決を採らせていただいて、各自治会の署名をいただくのか、地元協議会会長、現在、私でございますが、私の判断で協議書をまとめて、工事業者に工事を速やかに進めていただくようにするかということですが。

【会長】

H委員、どうぞ。

【H 委員】

そのサインの話の前に協定書の内容で、第6条6項と7項、これは待機車両の話ですけれども、協定書の内容は全然問題ないのですが、先ほどの喫煙も含めて、クレームが来てから対処しないでいただきたいということだけお伝えしたい。

日産自動車のあった跡地に今後、大規模な工事が始まると噂で聞いているので、そちらの工事車両も東八道路沿いにかなり停まるのではないかという中で、ふじみ衛生組合の工事車両がクレーム対象にならないよう、先ほどの喫煙も都の条例違反を犯して道路で吸うクレームがないようにお願いしたい。そういうお願いの上でサインをすることは全くやぶさかではないということです。

【会長】

それでは、時間も押しますので、今日、採決を採るか、それとも、先ほどK委員から私の責任ではというようなこともおっしゃっていましたが、L委員のご意見を聞くと、K委員にその責任がかかるとかそういうことは全くないと思います。その責任問題というよりも、まず協定書を速やかに結ぶかどうかがポイントということで、自治会から出ている方、いかがでしょうか。

今、多数決を探させていただくか、持ち帰って8月に採決するか。どちらにしても8月には、決定しないといけない案件でございます。

会長一任でよい、それともやはり全自治会から判断をもらったほうがよいでしょうか、先ほどI委員がおっしゃったように、裏書ではないというところで、責任問題はどうなるのか、このような書面を作るとときは、大体、賛成の方と反対の方の意見が出てきます。それをまとめるのが会長でございますので、今の段階で多数決を探ってみてはいかがでしょうか。

【副 会 長】

事務局でこの案をもう1回作り直すという問題も残っているわけだから、ここで6月が8月にずれることで工事は本当に遅れますか。

【事 務 局】

いいえ、8月でも問題はありません。

【副 会 長】

そういうことなら、不安に思っている人もいるので、次に決を採った方がすっきりすると思う。

【会 長】

副会長からご意見が出ました。

それでは、自治会に戻していただきて、各自治会の判断を押すのか、会長一任かということを決めていただき、8月に決を採るという形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】

では、そのようにさせていただきます。

【E 委 員】

私は野崎町会の代表としてこの席にいるのですけれど、もし、団体名・氏名を

署名捺印する場合は、私の名前でいいのでしょうか。

【会長】

町会長の名前と印鑑です。

【E委員】

町会長の名前を私が書くということですか。

【会長】

いいえ、町会長のところへ、事務局が伺うことになると思います。

【E委員】

そうですか。町会長も多忙のため、どうしてこんな話になったのかと言われる可能性もあるので、私は、いかがなのものかと思います。

【会長】

町会長、自治会長の署名捺印ということですので、事務局には1か月～2か月のスパンで判子をもらうような形になると思います。

G委員、どうぞ。

【G委員】

今ここにいる委員は、この協定書や文章を目にしていますけれど、自治会長や町会長は、この場に来ていないわけで、この文章を目にしてない。もしそうなった場合、組合職員が会長に一つ一つ説明をして、判子をいただきに行くという形になるのか、それとも、私たちが今持っている資料を事前に会長なりに見せて話をとしてという形になるのでしょうか。

【副会長】

G委員は、自治会の代表として会長から推薦されて、会長代理という形で出ているわけですから、会長にこの内容について大事なところは報告して、可能な限り情報を流して、その話を受けて署名するなら署名するという形、そういう流れになりますので、話を通しておいていただきたいと思います。

【会長】

では、8月の協議会で採決を探らせていただくことでよろしいですか。今、副会長から話がありましたが、お手数ですが、自治会から出ている方は各自治会長にこの資料を見せていただいて、こういう内容で8月に決を採るということを、事前にご説明をしていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、時間も押してますので、次に進みたいと思います。

(3) (仮称) 新リサイクルセンターの屋上の利用について

次に、(3) (仮称) 新リサイクルセンターの屋上の利用について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

引き続き私から協議事項の3点目といたしまして、(仮称) 新リサイクルセンターの屋上利用につきまして協議をお願いしたく、ご説明をさせていただきます。資料は41ページ、資料番号5をご覧ください。こちらはリサイクルセンター更新工事を受注した事業者からの提案資料になります。

まず、42ページをお願いいたします。スライド下段中央のイメージ図をご覧ください。こちらは新しいリサイクルセンターの建築イメージを南東方向側から見たものになります。東八道路の方向になります。新しいリサイクルセンターは地上5階建ての建物となりますが、屋上利用の場所については、赤い丸で囲った建物の南側、東八道路に近い部分、中央付近に屋根のない開放型の屋上を計画しております。

続きまして、43ページをご覧ください。上段のイラストは、このエリアを建物の内部、今度は北側から南側方向に見たレイアウトになります。左側の赤丸部分には足湯を設置する予定です。また、中央部分についてはベンチスペースを設置します。さらに右側には展示用の太陽光パネルを設置し、本日協議をお願いしたい場所はこの奥、南側部分の利用方法になります。

続きまして44ページをお願いいたします。右側下段のイラストをご覧ください。赤い丸は足湯を設置する予定のエリアです。そしてその左側、赤い四角で囲った「市民提案型アクティビティースペース」と赤字で書かれた場所が、本日協議をお願いしたい提案スペースになります。大きさでお示しをしますと約7メートル掛ける6メートルで42平方メートルのスペースとなります。事業者からの提案といたしましては、左側のイラスト、上から順に市民菜園、遊具広場、バーベキュー広場の3案になります。それ以降の4ページから6ページは、今お話しさせていただいた3つの案をそれぞれ当てはめたイメージ図になります。また、ここにお示しする3つの案以外にも別のご提案などがございましたら、ぜひご

意見をいただければと存じます。

本日は、地元協議会の委員の皆様に、新しいリサイクルセンターにおける地元の関連機能といたしまして、屋上利用にふさわしいものを選定していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。写真入りで大変夢のあるご提案でございます。皆様のご意見を聞く前に、43ページの図で、自由利用エリアについて、足湯があるところはもう決まりでございますので、右側の市民提案型アクティビティエリアで、建設を請負っている事業者の方から7メートル掛ける6メートルの中で、市民菜園案、遊具広場案、バーベキュー広場案という3つのご提案をいただいております。この中のどれにするかということだけではなく、ご提案、こうしたらどうかという案がありましたらお聞きしたい。お時間的に押していますので、10分ぐらいでお願いします。決まらなければまた8月にお聞きしますので、ご意見、ご質問ある方、挙手をお願いいたします。

H委員、どうぞ。

【H 委員】

6メートル掛ける7メートルでは、市民菜園やバーベキューだと利用する人の数がかなり少ないと想いますので、公共施設として利用するには不適かなど思います。

【会長】

ありがとうございます。実は3週間ほど前に正副でこの協議会の事前の打合せをしたのですが、そこでもH委員と同じ意見が、私と副会長からも出まして「この3つの中だったら遊具広場案しかないね」という話になったところでございます。F委員、何かご提案ありませんか。

【F 委員】

多分、こちらは、施設内を通って上がっていく場所で、外から上がっていくとかそういうことではないですよね。きっと多分そこを目的に来てくれるようなものでないといけないなと思います。

気になったのが、施設全体において求める機能の中で不足しているものを充當するためにこの遊具広場案があるのかどうかというが分かりません。この施設というのは、この地域に住んでいる皆のために開かれた場所であるはずだと思います。年配の方も若い方も使われる場所を目指しているのだと思いますが、施設内全体においてこの遊具広場案がいいのかどうかというのところがよく分からなくて、今、このスペースがあるのでそれで行きますかみたいな感じでは、あまり納得がいきませんので、その説明が欲しいと思いました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

新しいリサイクルセンターについては、やはり環境学習を充実しようというコンセプトがございまして、現在小学校4年生が社会科の授業でごみの勉強をするので小学校4年生は必ず来ていただいているのですが、ほかの学年の子供さんは来られていないので、新しいリサイクルセンターを造った暁にはもっと来ていただきたいと。

やはり、小さいうちから環境教育をするのがとても大事だというふうに思つていまして、少なくとも小学校4年生になるまでに親御さんと一緒に1回来て欲しい。その次に、小学校4年生で必ず来て欲しい。そのあと、中学生、高校生になったら、例えば夏休みの自由研究とかそういった形でここへ来てもらって環境学習をしていただくことで、「大人になってもごみのポイ捨てなんかしないよ。」とこの施設を有効利用してもらいたいということです。

今のこの絵にはないのですが、3階の部分に若干小さなお子様でも楽しめるような、例えばボールプールやそういったものを設置する予定ではございますが、それだけでいいのか、それともこういう開放型の屋上に小さな子供さんが遊べるスペースがいいのか、それともバーベキューがいいのか菜園がいいのか。ただ、菜園といつてもこのスペースですので、できる方は限られてしまいます。バーベキューは入れ替わり立ち替わりで若干人数はこなせるのかなとは思うのですが、菜園にしてしまうと収穫までは肥料をやったりお水をやったりすることはあるでしょうけれども、他には特にやることもなく、ごく一部の実際に種を植えた方だけで、一般の方にはあまり利用されないというのは、先ほどF委員がおっしゃったとおりかなというふうに思っているところです。そのようなことか

ら、提案の一つに遊具広場があるとご理解いただければと思っています。

【会長】

H委員、どうぞ。

【H 委 員】

この高さから富士山の方角を見たときに、富士山は、見えるのですか。

【事 務 局】

はい、恐らくぎりぎり見えるかなと思っています。今、クリーンプラザふじみは、3階から富士山がぎりぎり見えます。以前はよく見えたのですが、ブランチ調布ができる、ちょうど視界を遮って、今ぎりぎり見える状態です。リサイクルセンターは5階で、もう少し視界が広がるので、恐らく富士山は見えるのではないかと思っているところです。

【H 委 員】

46ページを見ると、表がよく見える絵になっていますけれど、展望デッキ的な使い方でもいいのかなというのと、東側のウェルカムパークにある程度広いスペースがあるので、ここが遊ぶスペースでもいい。人を呼ぶという意味ではいいのかもしれないけど、高いところにわざわざ何か施設的なものを入れなくても、展望的なものでもいいのかなという気はしています。

【会長】

ありがとうございます。フリースペースみたいな。

【事 務 局】

今、H委員におっしゃっていただいたとおり、ぜひリサイクルしているところを見ていただきたいので建物に入っていただきたい。そういう面では、展望台でもどんな施設であっても、いいと思います。建物に入っていただくことで、その途中で、これはリサイクルできるプラスチック、これはリサイクルできないプラスチックと、実際に分けているところをぜひ見ていただきたいということでございます。建物に入っていただけるようなことで考えております。

【会長】

ありがとうございます。

副会長、どうぞ。

【副 会 長】

あまり広くないということと、ブランチ調布の3階にグリーンがひいてある屋上兼遊び場みたいな場所があるのですが、小さい子供達が走り回っている様子が見られます。回転寿司屋の待ち時間、そこで子供たちは遊んでいる。狭いところに突起物などがあると、走り回ってかえって危なくなるから、私はこの程度であれば、真ん中の広場、遊具広場で整えたほうがいいような気がします。そのほうが子供たちも自分たちで多分遊びを考えるのでないかと思うので。

【会長】

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

先ほどもお話ししましたが、お時間が押していますので、こちらの提案については、宿題でお持ち帰りいただきてご検討いただきて、この3つでもいいですし、もっとほかのご提案、H委員のように全くのフリースペース、展望スペース、8月の協議会で行いたいと思います。よろしいでしょうか。

では、次に進ませていただきます。

4 報告事項

(1) 令和6年度能登半島地震災害廃棄物受入れ実績について

報告事項の(1)令和6年度能登半島地震災害廃棄物受入れ実績に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

では49ページ、資料6をお願いいたします。令和6年度の能登半島地震災害廃棄物受入れ実績についてご報告させていただきます。

多摩地域で受け入れました市町村及び一部事務組合の団体の数は、左の欄の八王子市をはじめ12団体でございました。

一番右下の合計欄を見てみると、多摩地域全体での受入れは73万7,110キログラムです。737.11トンになります。そのうち、真ん中のところになりますけども、ふじみ衛生組合は7万1,710キログラム、71.71トンを受け入れました。令和7年度の受入実績につきましては、次回以降の地元協議会でその都度、ご報告させていただきたいと考えております。

内容は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問ある方は
挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。
特になければ次に進みたいと思います。

(2) リサイクルセンターの更新について

【会長】

次に、報告事項の（2）リサイクルセンターの更新についてに移ります。事務
局から説明をお願いいたします。

【事務局】

私から報告事項の2点目といたしまして、リサイクルセンターの更新につい
てご説明させていただきます。資料は51ページ、資料番号7をご覧ください。

令和6年度から令和7年度におけるリサイクルセンター更新に係る主なスケ
ジュール（案）でございます。まず表の左側、1番目をご覧ください。土壤汚染
調査ですが、こちらについては、2月までに基本調査を終了し、3月に詳細調査
を実施いたしましたが、土壤汚染はございませんでした。

次に、中央棟解体工事についてですが、4月に建物内部に設置していた各プラ
ント機器の撤去や建物自体の解体は完了しており、現在、土間、基礎の解体を行
っているということでございます。

続いて、（仮称）新リサイクルセンターにおける契約についてですが、2月19
日付で建設工事請負契約を締結し、翌3月31日付で維持管理委託契約を締結
いたしました。さらに（仮称）新リサイクルセンター建設工事についてですが、既
に設計協議に入っております。そして、令和8年2月5日に予定している起工式
を踏まえて、建設工事に着手する予定でございます。

（仮称）新リサイクルセンターに関する生活環境影響調査については、9月に
調査書の縦覧と説明会を行う予定でございます。これら新リサイクルセンター
の建設に当たりましては、地域と調和の取れたよりよい施設を目指して、今後も
地元協議会の皆様との協議を重ねさせていただき、リサイクルセンター整備事
業に生かしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ次に進みたいと思います。

(3) 施設の運転結果について

ア 令和6年度ごみ処理実績について

【会長】

それでは、報告事項（3）施設の運転結果について、事務局から一括した説明をお願いいたします。

【事務局】

ごみ処理実績につきましてご報告させていただきます。重量につきましては小数点以下を四捨五入して報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに53ページ、右上の資料番号8-1をお願いいたします。

こちらはクリーンプラザふじみの2020年度から2024年度、令和2年度から令和6年度までの5年間のごみ搬入量実績でございます。この5年間の中で搬入量が一番多かったのが、令和3年度の7万7,056トンになります。新型コロナウイルス感染症拡大の時期はこのときでありまして、搬入量が多かったものであります。令和4年度、令和5年度と搬入量が減少しており、令和6年度は増加しておりますが、この理由については令和6年度のごみ処理実績速報値のところでご説明いたします。

続きまして、54ページをお願いいたします。クリーンプラザふじみの令和6年度のごみ処理実績速報値でございます。上段をご覧ください。こちらは可燃ごみの搬入量でございます。令和6年度の搬入量の合計は7万5,746トンで、この7万5,746トンの中には令和6年12月に行いました可燃ごみ処理の相互支援広域支援の搬入量1,138トンも含まれております。令和5年度の7万2,675トンと比べまして4.2%の増となりました。その内訳といしましては、三鷹市が2万8,104トンで0.3%の減、調布市は3万5,234トンで0.5%の減。リサイクルセンターから出る可燃性残渣が1万170トンで50.2%の増。その他といしまして、

広域支援による小平市の可燃ごみ及び能登半島地震による災害廃棄物を合わせまして2,301トンで2.2%の減となっております。

増要因でございますが、リサイクルセンターの可燃性残渣が大幅に増えております。これにつきましては、委員の皆さんご存じのとおり、新しいリサイクルセンターの整備の取組におきまして、令和6年8月からプラスチックをクリーンプラザふじみで焼却し熱回収しており、ペットボトルにおきましても、令和6年10月から一部のリサイクルしているものを除いたものは焼却し熱回収しております。そのことによりまして大幅に増加しております。市民1人1日当たりの可燃ごみは、三鷹市が405グラムで0.1%の減、調布市が404グラムで0.3%の減となっております。

次に下段をご覧ください。焼却処理後の灰の排出量でございます。焼却灰、飛灰、鉄分の合計は7,852トンで、令和5年度の7,870トンと比べまして0.2%の減となりました。

続きまして55ページになりますけど、すいません、先ほど事務局からお話ししましたが、本日机上配付させていただきました資料をお願いいたします。こちらは可燃ごみの焼却量及び焼却に伴う発電量と送電量を月別にお示したものになります。6月と12月は焼却炉をはじめとする設備の定期点検、補修及び清掃を実施したため、焼却量、発電量が少なくなっております。令和5年度と同じような傾向を示しております。

下の表をご覧ください。令和6年度の焼却量の合計は7万1,024トンで、令和5年度の7万3,309トンと比べまして3.1%の減となりました。可燃ごみの搬入量が増加した一方で焼却量が減少した要因としましては、令和6年度は12年に1回実施するボイラーの蒸気過熱機の更新工事を行いまして、1号炉で約1か月間の工期、2号炉で約1か月間の工期、合わせて約2か月間の更新工事の期間がございましたので、令和5年度と比べまして焼却炉の稼働日数が減少したことによるものでございます。

続きまして、発電量の合計は4万3,485メガワットアワー(MWh)で8.3%の増となりました。焼却量は減少しましたが、プラスチックなどのごみの量が増加し、高カロリーのごみの焼却によりまして発電量が増加となったものでございます。その右横になりますが、参考までに1日当たりの平均の発電量は119メガ

ワットアワー（MWh）で、約1万世帯分の電気消費量に相当するものでございます。また、送電量の合計は3万3,357メガワットアワー（MWh）で、令和5年度と比べて11.7%の増となりました。その内訳といたしましては、リサイクルセンターが706メガワットアワー（MWh）、三鷹市防災公園が3,078メガワットアワー（MWh）、電力事業者が2万9,572メガワットアワー（MWh）でございました。

続きまして56ページをお願いいたします。こちらは、リサイクルセンターの2020年度から2024年度、令和2年度から令和6年度までの5年間のごみ搬入量実績でございます。この5年間の中で搬入量が一番多かったのが令和2年度の1万8,976トンでございます。それ以降、ごみ搬入量の減少傾向が続いております。

続きまして57ページをお願いいたします。こちらは、リサイクルセンター令和6年度のごみ処理実績速報値でございます。上段の搬入量をご覧ください。令和6年度の搬入量の合計は1万6,593トンで、令和5年度と比べまして0.9%の減となりました。その内訳といたしましては、三鷹市が8,194トンで2.2%の減、調布市が8,400トンで0.4%の増となっております。市民1人1日当たりの搬入量は、三鷹市が118グラムで、令和5年度と比べて2.0%の減、調布市が96グラムで0.5%の増となっております。

その下の排出量をご覧ください。令和6年度排出量の合計は1万6,598トンで、令和5年度の1万6,063トンと比べまして3.3%の増となりました。その内訳といたしましては、下の表のとおり、アルミ、鉄など有価で売却している金属類の合計が2,883トンで29.7%の増。無償で引渡しをしている容器包装リサイクル法の対象品目やリチウムイオンバッテリーなどの二次電池の合計が3,298トンで51.2%の減となりました。減少の主な要因は、日本容器包装リサイクル協会に引渡しをしておりましたプラスチックは令和6年7月までで、ペットボトルは9月までとしていたため、大幅な減少となったものでございます。

次に、廃乾電池や廃蛍光管など、適正処理に関わる費用を負担しているいわゆる逆有償の品目の合計が310トンで12.0%の減となりました。12.0%の減にとどまった要因としましては、プラスチックとペットボトルが大幅な減少となった一方で、プラスチックサーマル化と廃マットレスが増となったものでございま

す。プラスチックサーマル化は、相互支援広域支援で実施した期間中は、プラスチックをペール化、これはビニールに封じ込めましてふじみ衛生組合の敷地に保管しておいたもので、一部につきましては民間事業者に搬出し、ごみ固形燃料としてリサイクルしたものであります。また、廃マットレスにつきましては、中央棟の解体工事に伴いまして保管場所が縮小となりましたので、新しいリサイクルセンターが稼働するまでの間は逆有償にて処理をするものでございます。

なお、有償の表と逆有償の表のところに小型家電の品目がありますが、令和6年度は1年間を通して有償としておりまして、令和5年度の4月から9月までの6か月間は逆有償で搬出しておりまして、10月から3月につきましては有償で搬出しているため、有償は増となりまして逆有償は減となったものでございます。

次の58ページから59ページは品目別の搬入量でございます。ペットボトルは増加いたしましたが、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック、びん・缶の4品目につきましては、令和5年度と比べまして減少となりました。58ページの下段のプラスチックをご覧いただきますと、令和5年度と比べましてほぼ横ばいとなつておりますので、三鷹市、調布市の分別収集はこれまでどおりできているものと思われます。

令和6年度のごみ処理実績速報値のご報告につきましては以上でございます。

イ 令和6年度環境測定結果について

【事務局】

それでは続きまして、令和6年度環境測定結果についてご報告いたします。お手元の資料60ページ、資料番号8-2、令和6年度環境測定結果をお願いいたします。

まず表の上段、令和6年度における運転の状況でございますが、主に5月から6月と10月、それから11月から12月にかけまして、年次点検等のため休炉いたしました。

続いてその下の段、排ガス測定の表をご覧ください。令和6年度は、4月、7月、9月、11月、1月、2月に測定を行い、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、鉛、カドミウム、亜鉛、水銀、一酸化炭素、ダイオキシン類につい

て、全て自主規制値または基準値以下でございました。

次に、騒音・振動・臭気・排水の測定でございます。測定の結果、運転状況の違いによる大きな差は見られず、騒音・振動・臭気指数・排水とも全て基準値以下でございました。

続いて周辺大気の測定でございます。クリーンプラザふじみ周辺大気の測定を、夏は7月、冬は1月に実施いたしました。三鷹市立南浦小学校と調布市しいの木公園において、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀について測定を行い、全て環境基準値以下でございました。詳細につきましては、62ページの表1及び表2のとおりでございます。また63ページには、ふじみ衛生組合と三鷹市立南浦小学校、調布市しいの木公園の位置関係が分かる地図を掲載してございます。

次に、ページを戻っていただきまして表の下段、放射能に関する測定でございます。測定は毎月実施し、焼却灰、飛灰、排ガス、排水については不検出または基準値以下、空間放射線量率については全て基準値以下でございました。

続いて64ページをお願いいたします。前回の地元協議会におきまして、月1回の測定値ではなく日々測定しているデータを確認したいというご意見をいただきましたので、連続測定をしている項目につきまして、各月における日平均の最大値・最小値のグラフを作成いたしました。その結果、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、水銀、一酸化炭素につきまして、1年間を通じて最大値であっても規制値を超えた日はございませんでした。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。

ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。では特になければ、次に進みたいと思います。

(4) 令和6年度「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づく公表について

【会長】

次に、報告事項の(4)令和6年度「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づく公表についてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料の67ページ、資料番号9をお願いいたします。

こちらの「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づく公表でございますが、安全衛生専門委員会の皆様とともに作成をした、本日お配りしております「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」に基づいて毎年公表するもので、地元協議会で報告するとともに、ホームページでも公表をしております。本日、閲覧用の資料といたしまして「処理施設緊急時及び要望等対応マニュアル」を配付してございますのでお願いいたします。こちらのマニュアルの3ページをお願いいたします。

第5項に「情報の公表」とございまして、公表事項は2つございます。1つ目は廃棄物処理施設の緊急事象の件数等、2つ目は要望の件数等でございます。緊急事象につきましては、1ページをお開きください。緊急事象は2つございまして、1つ目が、第3項第1号にある「事故や災害」、2つ目は2ページの一番上にございます第2号「クリーンプラザふじみにおいて排ガス自主規制値を超えた場合」でございます。

次に要望につきましては、ページを戻っていただいて、1ページの第1項「目的」の下から3行目、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書第20条第1項に規定する苦情について、その確認及び原因究明等の対応手順を本マニュアルで定めるとしております。具体的には2ページの第4項に対応手順の定めがございます。

マニュアルの説明は以上でございますが、そこで改めまして、本日の資料の67ページ、資料9に戻っていただきまして、公表事項である緊急事象と要望等でございますが、令和6年度中はいずれもございませんでした。

説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ次に進みたいと思います。

（5）令和7年度一般廃棄物処理実施計画について

【会長】

次に報告事項の（5）令和7年度一般廃棄物処理実施計画についてに移ります。
事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日、閲覧用として配付いたしましたふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書関係書類一式の3ページ、第4条をお願いいたします。

こちらのほうに、乙ふじみ衛生組合は、施設の年間ごみ処理計画について、甲ふじみ衛生組合周辺自治会等に報告するものとするとしております。また第3項に、三鷹市及び調布市のごみ処理に関する計画等について情報提供に努めるものとするとしております。

これらに基づきまして、三鷹市、調布市及びふじみ衛生組合の一般廃棄物処理実施計画について報告をいたします。本日の資料の69ページをお願いいたします。右上の資料番号10でございます。

こちらは、令和7年度の三鷹市一般廃棄物処理実施計画の収集量及び処理量をフロー図したものでございます。可燃ごみと可燃粗大ごみについては、矢印のとおり、クリーンプラザふじみに入り、焼却灰が資材やエコセメントになる流れとなっております。不燃粗大ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、それから資源物のうちペットボトル、プラスチック、空きびん・空き缶がリサイクルセンターに入る図となっております。ペットボトルの一部とプラスチックにつきましては、クリーンプラザふじみで償却しておりますが、フロー図ではリサイクルセンターに入り、処理残渣としてクリーンプラザふじみに入る図となっております。ペットボトルの約2割である140トンを再生利用、プラスチックは再生利用0トンとしております。古紙類、古着類、紙パック、小型家電、集団回収は、民間事業者に引き渡す計画値を記載しています。

70ページには、三鷹市が計画している一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策に関する事項を掲載しています。

続いて、71ページをお願いいたします。こちらは令和7年度の調布市一般廃棄物処理実施計画の収集量及び処理量をフロー図したものでございます。三鷹

市と異なる点は、空きびん・空き缶は調布市クリーンセンターで処理するため、ふじみ衛生組合リサイクルセンターには入ってこないところでございます。72ページには、調布市が計画している一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策に関する事項を記載しております。

続いて73ページをお願いいたします。ふじみ衛生組合が計画している収集量及び処理量に関するフロー図でございます。三鷹市と調布市の計画値を基に作成しています。また、下段には品目ごとの搬出先を記載しています。

74ページをお願いいたします。ふじみ衛生組合で行う一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策に関する事項を掲載しています。

続きまして75ページには、三鷹市、調布市及びふじみ衛生組合の収集処理量を表にまとめたものでございます。上段の表が三鷹市の収集量で、令和7年度は合計4万4,433トンを計画しています。中段の表が調布市の収集量で、合計6万1,764トンを計画しています。下段の表がふじみ衛生組合の処理量で、クリーンプラザふじみにおいて計7万7,010トン、リサイクルセンターにおいて計1万7,334トンを計画しています。クリーンプラザふじみの可燃性残渣が昨年度と比較して5,990トン、約88%増加しておりますが、これはペットボトルの一部とプラスチックをクリーンプラザふじみで処理することによるものでございます。また令和7年度は、能登半島地震に伴う災害廃棄物50トンの受入れを予定しておりますが、この数値はクリーンプラザふじみの可燃ごみの計画値に加えてございます。

令和7年度一般廃棄物処理実施計画の説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。

ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ、次に進みたいと思います。

(6) ふじみ衛生組合と武藏野市とのごみ処理相互支援について

【会長】

次に、報告事項(6)ふじみ衛生組合と武藏野市とのごみ処理相互支援について移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元にございます、右上に閲覧用となっております「ごみ処理相互支援に関する協定書」と併せて77ページの資料11をお願いいたします。ごみ処理相互支援についてでございます。

お隣の武蔵野市とふじみ衛生組合がお互いのごみ処理の相互支援を図るために協定を結んでいるものでございます。ごみ処理施設が定期点検、整備、補修工事などに伴いその運転を停止し適正なごみ処理に支障が生じる場合や予測できない緊急事態などによりまして施設の運営などに支障を来さないようにするため、ごみ処理の相互支援を行っております。

相互支援量は、可燃ごみと不燃ごみを合わせまして年間600トン程度としており、そのうち不燃ごみについては年間6トン程度で行っております。不燃ごみの相互支援は令和5年度から開始しております。このたび令和6年度のごみ処理相互支援量が確定いたしましたので、表の記載のとおり、武蔵野市からふじみ衛生組合への搬入量が605.71トン、ふじみ衛生組合から武蔵野市への搬入量が605.53トンになりました。また、相互支援の協定につきましては、1年ごとに双方とも特に申出がなければさらに1年間延長することとしておりまして、令和7年度につきましてもそれぞれの点検日程に合わせまして、表2のとおり、武蔵野市からふじみ衛生組合へは5月と10月に可燃ごみは約300トンずつ、不燃ごみは5月と10月に約3トンずつを予定しております。ふじみ衛生組合から武蔵野市へは、可燃ごみは6月に約120トン、不燃ごみは6月と11月に約3トンずつ搬入する予定でございます。

なお、資料の下段に記載のとおり、令和6年12月に令和7年度分のごみ処理相互支援について約480トンを前出しで支援していただいたので、6月に残りの約120トンを支援していただく予定でございます。

武蔵野市とのごみ処理相互支援に関する説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ次に進みたいと思います。

(7) 令和7年度環境測定スケジュールについて

【会長】

報告事項（7）令和7年度環境測定スケジュールについてに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、お手元の資料の78ページ、資料番号12、令和7年度環境測定スケジュールをご覧ください。

令和7年度におきましても、令和6年度と同様、排ガス測定を年6回、騒音・振動測定を年2回、臭気測定を年4回、排水測定を年2回、周辺大気測定を年2回、放射能に関する焼却灰、排ガス、排水、空間放射線量率測定を月1回実施する予定でございます。測定の結果につきましては、地元協議会や広報ふじみ衛生組合等を通じて皆様にご報告してまいります。

説明は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。ご意見やご質問がある方は挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

特になければ次に進みたいと思います。

5 その他

(1) ふじみまつりについて

【会長】

次に、次第5（1）ふじみまつりに移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

81ページ、資料13、令和7年度（第13回）ふじみまつり実行委員をお願いします。今年度の実行委員を記載していますが、1か所訂正がありまして、3番の石川さんにつきましては、諸事情により今年度の実行委員は受けられないこととなり、住民委員は全員で8人となりましたのでご報告します。

また、今年度は11月16日（日）にふじみまつりを開催します。実行委員のお力添えをいただきながら開催に向けて内容を検討していきます。当日お手伝いをしていただける方も引き続き募集しております。ぜひ皆様、ご協力、ご参加のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

（2）施設見学会について

【会長】

（2）施設見学会について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

お手元の資料83ページ、資料14をお願いします。

今年度の視察は7月4日（金）に、日の出町の東京たま広域資源循環組合へ行くことが決定しました。詳細資料は地元協議会の資料と一緒に郵送させていただきました。出欠の締切りを今週の金曜日、6月6日（金）としておりますので、ご回答のほどよろしくお願ひします。また、出席される方につきましては、同封しましたこちらの資料をお持ちいただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

（3）次回日程について

【会長】

次に（3）次回日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それではお手元の資料85ページ、資料15をお願いいたします。

次回、第86回地元協議会につきましては、8月25日（月）に開催いたします。

前回の地元協議会におきまして、安全衛生専門委員会の委員長に講義をしていただくこととなっておりますので、この日の地元協議会開催前に1時間程度講

議をしていただく予定にしております。内容につきましては、プラスチック関連のお話ををしていただくこととしております。

委員の皆様は通常どおり午後6時30分にこの会場にお集まりください。講義終了後の次回地元協議会では、本日協議していただいたおりました工事協定及び新リサイクルセンターの屋上利用について再度協議をしていただくこととなります。このため、次回予定しております定例のごみ処理実績や環境測定結果につきましては、次々回でまとめて説明をさせていただく予定です。

なお今後につきまして、今年度は地元協議会委員の改選があります。委員の推薦依頼を8月下旬をめどにさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

その他事項について3件、行政より報告がございました。皆様から質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、次回8月25日（月）ということになりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

6 閉会

【会長】

それでは、以上をもちまして、第85回ふじみ衛生組合地元協議会を閉会といたします。

皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

―― 了 ――